

本郷中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月20日策定

令和 4年4月 1日確認

令和 3年4月 7日改定

(1) いじめ防止にむけた学校の考え方

①いじめの定義

「『いじめ』とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいう。」（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広く捉えている。個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行われることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行われることが必要である。「いじめ」に当たると判断された行為に対しては、生徒の感じる被害性つまり「心身の苦痛を感じているもの」に着目し、その心情に寄り添いながら対応を行う。また、意図せずに相手側の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合でも、被害性に着目した対応を行う。

②いじめ防止等の対策に関する基本理念

子どもが健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。「いじめ」は、子どもの健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなどの深刻な影響を与えるもので、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害です。本校では、生徒同士が互いの違いを認め合い、自他ともに大切にし、真心と思いやりをもって人と関わることを大切にしていってほしいと願っています。いじめは絶対に許されないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、だれもが被害者にも加害者にもならない、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。

(2) 組織の設置及び組織的な取組

●いじめ防止に関わる組織

- ・本郷中学校「学校いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を組織し、組織的にいじめ防止に努めます。
- ・「対策委員会」は校長・副校長・生徒指導専任・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・個別支援級担任・各学年の生徒指導担当等で構成し、校長が統括します。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの心理・福祉等の専門家の参加を求めます。
- ・「対策委員会」の役割は次のとおりです。
 - ① いじめの相談・通報の窓口
 - ② 情報の収集・記録・共有
 - ③ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ④ 指導體制や対応方針の決定と保護者との連携
 - ⑤ いじめ防止年間計画の作成と見直し
 - ⑥ PDCAサイクルでの検証
 - ⑦ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むための方針決定
- ・「対策委員会」は月に1回常設し定例開催を行い、いじめ対策及び未然防止について協議します。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、対応の進捗管理を行います。いじめの疑いがある段階で「対策委員会」を開催し、対応等を協議します。

(3) いじめ防止及び早期発見のための取組

①未然防止の取り組み【いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえて具体的に以下に示す】

- ・自他ともに大切にし、真心と思いやりのある人づくりを推進します。
- ・生徒が向上心を持ち、主体的に考え学び続けられる授業づくりをめざし、授業力向上の為の授業研究を行います。
- ・学活、道徳教育、人権教育の充実を図り、多様性を尊重して互いの違いを認め合う心を育てます。
- ・学校行事の充実を図り、学校、学級を愛する心を育て、生徒同士の絆を深めるよう努めます。
- ・いじめの起きない風土づくりのため、生徒が主体的に取り組めるよう努めます。
- ・ボランティア活動を推進し、生徒の自己有用感を育てます。(自主参加型・部活動貢献型・個人紹介型ボランティア)

②早期発見・早期対応

【いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることの認識を持ちながら丁寧に対応することを前提に具体的に以下に示す】

- ・教職員による巡回体制の充実や生徒と関わることを大切にしつつ、生徒の小さな変化を見逃さないよう努めます。
- ・教育相談、個別面談を実施し、生徒が相談しやすい場をつくります。
- ・きめ細やかな情報の共有を行い、学年内や個別のケース会議を開き、組織的に対応します。
- ・学校生活に関するアンケートを実施し、早期発見と早期対応に努めます。

③事案の対処

- ・「対策委員会」を中心とし、複数の教職員で組織的に対応します。
- ・必要に応じて警察署・区役所・児童相談所等の関係機関や専門機関との連携を図り対応します。
- ・被害生徒を守り抜き、被害生徒と保護者への情報提供と支援をしていきます。
- ・加害生徒と保護者へ継続的に指導と支援を行い、いじめの再発防止に努めます。
- ・いじめ解消の状態とは、少なくとも「いじめの行為が3か月やんでいる」「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない」という2つの要件が満たされている必要があることを認識し、丁寧な対応と見守りをおこなっていきます。

④教職員の資質向上のための研修

- ・いじめ未然防止、対応に向けた校内研修の充実のため、生徒指導研修、生徒理解研修、特別支援教育研修、人権研修を実施します。

⑤保護者・地域との連携

- ・地域と学校の協働事業実行委員会や教育懇談会、PTA 運営委員会、PTA 総会、まちとともに歩む懇話会及び各種説明会の活用により、インターネットを含むいじめ防止の啓発を行うとともに、個人情報に配慮しながら、学校が抱える課題を共有し、地域、保護者と連携して解決する仕組みづくりを推進します。
- ・保護者はパートナーという基本認識のもと、その心情を受け止めて、丁寧に対応していきます。

(4) 重大事態(生命、心身または、財産に重大な被害があった時)への対処

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告します。
- ・「対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視野に入れた調査を実施し、その調査結果を教育委員会に報告します。
- ・状況に応じて警察署等の関係機関や専門機関と連携して対応します。
- ・被害生徒や保護者へ調査によって明らかになった事実関係の報告をすると共に、継続的な支援を行います。
- ・加害生徒と保護者へ継続的に指導し、再発防止に向けた支援をします。

(5) いじめ防止年間計画

	未然防止			対応	研修	連携
	授業力向上	学校行事等	講演会	早期発見	校内外	保護者・地域
4月				教育相談 アンケート	生徒指導研修	
5月	校内授業研究週間	自然教室				PTA 総会
6月	小中合同授業研究	修学旅行 いじめに関する道徳授業 YPアセスメント	人権福祉講演会			地域と学校の協働事業実行委員会 教育懇談会 学校運営協議会
7月				アンケート 個別面談		
8月		横浜こども会議		アンケート 教育相談	生徒理解・適応特別支援研修	
9月				教育相談		
10月	栄区教科研究会	YPアセスメント 合唱コンクール		アンケート		学校運営協議会
11月		ケータイ・スマホ安全指導		アンケート		
12月				個別面談		
1月	校内授業研究週間	鎌倉遠足・職場体験		教育相談 アンケート		
2月	小中合同授業研究				人権研修 年度末反省	学校運営協議会
3月		ケータイ・スマホ安全指導			新年度計画	
通年	ボランティア活動の実施			教育相談	校外研修	PTA 運営委員会

※11月「いじめ防止啓発月間」いじめ解決一斉キャンペーンの実施（全市統一）

※携帯・スマホ安全教室については、学年と相談し日程を調整します。

(6) その他

- 必要があると認められる際には、学校いじめ防止基本方針を改定し、ホームページ等で公表します。